

令和9年度 保育所等入所案内 (2・3号認定) ～施設利用のしおり～



阿久根市 アっくん

このしおりには、入所申込に関する事項だけでなく、保育所等入所期間中に係る事項等が記載されておりますので、大切に保管してください。

受付期間	令和8年12月1日(火)～12月14日(月) ※土日は除く 8時30分～17時15分 ※12月8日(火)～12月14日(月)は19時まで受付
受付場所	阿久根市役所 福祉課 児童福祉係 6番窓口

～12月14日以降の途中入所も随時受付～

阿久根市

1 保育所等入所の要件について

保育所等は、保護者が働いているなどの理由により、日中ご家庭で保育できない時に保護者にかわってお子さんを保育するところです。

入所するには、次のいずれかに該当していることが要件となります。

就労	保護者が会社・自宅問わず、1か月あたり48時間以上働いている。
妊娠・出産	産前産後3か月の期間。
保護者の疾病・障がい	保護者が病気やけがをしている。または心身の障がいがある。
看護・介護	親族を常時介護・看護する必要がある。
災害復旧	災害のため、その復旧にあたる期間保育できない。
求職活動	日中、求職活動・起業活動にあたる。期間は3か月間。
就学・技能取得	日中、就学や技能取得で学校等に通う。 (趣味や通信教育は除く。)
虐待またはDVのおそれ	虐待またはDVのおそれがある場合。
育児休業取得時に既に保育を利用している	育児休業に係る子ども以外で、既に在園中の子どもがいる場合。 (原則、育児休業の対象となった子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで。)
上記以外	上記以外の特別な事情等により保育できない場合。

2 認定について

保育所等の利用が必要な場合は、利用申込みの他に、新たに保育の必要性の認定が必要となります。この認定を受けない方は、保育所等の利用ができません。

支給認定とは・・・教育・保育の給付を受けるために必要な資格
年齢や保育の必要性、保育の必要量により区分されます

(1) 認定区分

次の3つの区分に応じ、利用できる施設が決まります。

認定区分	年齢	利用できる施設	内容
1号認定	満3歳以上	幼稚園・認定子ども園（教育部分）	教育標準時間
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園（保育部分）	① 保育標準時間
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園（保育部分）	② 保育短時間

① 保育標準時間・・・就労時間 週30時間以上かつ月120時間以上

② 保育短時間・・・就労時間 月48時間以上上記未満

(※120時間の目安：週5日 1日6時間)

(2) 保育時間

保育標準時間（最長 11 時間）、保育短時間（最長 8 時間）のどちらかの区分で認定されるかによって、利用できる時間帯が異なります。

【保育標準時間】

7 : 00

18 : 00

利用可能な保育時間	延長保育
-----------	------

【保育短時間】 ※園によって短時間の時間設定が異なります。

7 : 00

8 : 30

16 : 30

18 : 00

延長保育	利用可能な保育時間	延長保育	延長保育
------	-----------	------	------

(3) 保育認定（2号認定・3号認定）の事由

保育にかける要件	認定区分	認定期間・入所期間
就 労	就労時間による	最長 3 年間（就学前まで） （認定は 3 年間ですが、事由継続の場合は就学前まで延長できます）
求職活動	保育短時間	3 か月 ※ 3 か月の期間内に就労証明書の提出がない場合、原則退園になります
育児休業取得中の継続利用	保育短時間	育児休業終了まで （原則、育児休業の対象となった子どもが満 1 歳に達する日の属する月の末日まで） 復職する際に復職証明書の提出が必要
妊娠・出産	保育標準時間	産前産後 3 か月（最長 6 か月間）
就学（職業訓練校・専門学校）	就学時間による	最長 3 年間（就学前まで） ※ 保育の必要性がなくなった場合は、その時点までになります
病気・障がいのため保育が困難	保育標準時間	
病人の看護等	申請内容による	
災害復旧	保育標準時間	
虐待・DVのおそれがある時	保育標準時間	
その他	申請内容による	

※ 3号認定の有効期間は、満 3 歳の誕生日の前々日までです。3号認定から 2号認定への切替については、有効期間にあわせて市から 2号認定証を送付します。

(4) 支給認定の変更

支給認定後、世帯状況に変更があった場合、必ず市役所福祉課児童福祉係にお申し出ください。

○子どもや保護者の氏名・住所変更

○保護者の転職・離職

（保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、保育認定を取り消すことがありますのでご注意ください。保育認定が取り消されると、保育所等を利用できなくなります。）

3 入園に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書
- ② 保育所等入所申込補助票
- ③ 保育所等入所調書
- ④ 次の(1)～(2)において必要なもの



(1) マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード、身分証明書

保育所等の入所手続きでは、対象児童及び同居家族のマイナンバーの記載が必要となります。

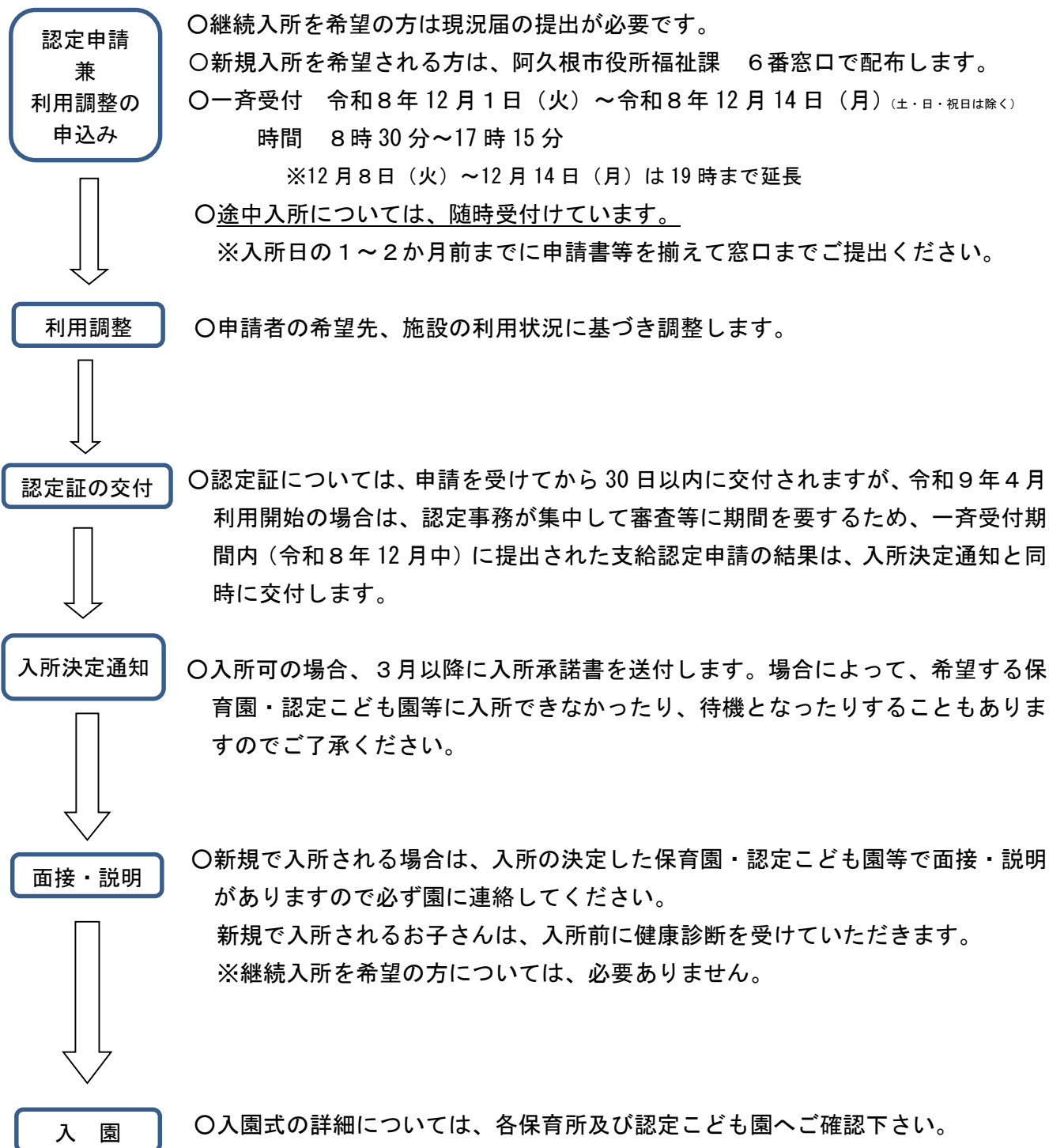
手続きされる保護者の方のマイナンバーの確認を行うため、マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの証明書をお持ちください。

(2) 保育が必要な状況を証明する書類

保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください（父・母分が必要となります）。

保育にかける要件	提出書類
就 労	会社勤めの方・・・就労証明書 不規則な就労の場合→シフト表 自営業、内職の方・・・就労証明書 タイムスケジュール表 ※就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要
妊娠・出産	生まれる子どもの母子手帳の写し（出産予定日が確認できるもの）
保護者の疾病・障がい	医師の診断書・・・保育することが困難なことがわかるもの 身体障害者手帳等の写し・・・名前と障がいの程度がわかるもの タイムスケジュール表
介護・看護	医師の診断書・・・保育することが困難なことがわかるもの 身体障害者手帳等の写し・・・名前と障がいの程度がわかるもの タイムスケジュール表
災害復旧	罹災証明書等
求職活動	ハローワークカード等の写し・・・求職活動を行っていることがわかるもの ※入所後、3か月以内に就労される事が条件となります
就学・技能習得	在学証明書等及び時間割のわかる資料
虐待またはDV	児童福祉係にご相談ください
育児休業中の保育	就労証明書 復職時に復職証明書
上記以外	児童福祉係にご相談ください

4 入園までの手続き(新規の場合)



5 保育所・認定こども園利用料について

3歳児クラスから5歳児クラス及び0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税等非課税世帯等において、保育料の無償化を実施していましたが、令和5年4月以降から、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税課税世帯も保育料の無償化対象となります。

ただし、延長保育料やその他実費負担等の利用料は含まれませんのでご注意ください。

6 副食費について

○年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収360万円以上相当世帯で、保育所等同時入所の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。

○副食費は、園ごとに金額が異なります。金額については各園より保護者の方へお知らせします。

○副食費免除対象者の方には、市から別途お知らせします。

○お支払い方法は、ご利用の保育所及び認定こども園へお問い合わせください。

7 退所について

○保育園を退所される場合、必ず市役所で退園の手続きが必要です。

「保育所退所届」を記入し提出してください。

認定こども園は施設、または市役所に提出してください。

○市外転出する場合も退園の手続きが必要です。

転出後も引き続き阿久根市の保育所等に入所する場合は、阿久根市で「保育所退所届」の提出をし、転出先の市町村で新たに保育所等の申込みが必要です。

※入所申込みは、お住まいの市町村での申込みとなりますのでご注意ください。

8 保育の適正利用について

保育所等は、就労等によりご家庭で保育が難しいお子様を保護者に代わって保育する場所です。ご家庭と一緒に過ごせる日や時間は、お子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

利用時間の原則は、就労の場合、「勤務時間＋通勤時間」です。個々の家庭で、様々な事情があるかと思いますが、適正利用により、お子様のより安全な保育につながりますので、ご協力の程よろしくお願いします。



9 阿久根市保育施設一覧

	施設名	利用 定員	電話 番号	住所	保育時間	延長保育	一時 保 育	乳 児 保 育
私 立	阿光保育園	50	73-1775	鶴見町 162 番地	7 : 00～18 : 00	18 : 00～18 : 30	なし	あり
	蓮華保育園	70	72-0043	波留 458 番地	7 : 00～18 : 00	18 : 00～19 : 00	あり	あり
	みどりが丘 保育園	40	73-3280	赤瀬川 887 番地 1	7 : 00～18 : 00	18 : 00～19 : 00	あり	あり
	文旦保育園	60	75-3310	脇本 637 番地	7 : 30～18 : 30	18 : 30～19 : 00	あり	あり
	おりた保育園	50	75-0170	折口 1633 番地 3	7 : 00～18 : 00	18 : 00～19 : 00	あり	あり
公 立	みなみ保育園	60	72-0473	西目 2086 番地	7 : 30～18 : 30	7 : 00～ 7 : 30 18 : 30～19 : 00	あり	あり
認 定 こ ど も 園	認定こども園 阿久根めぐみ こども園	1 号 40 人 2 号 3 号 50 人	72-0431	波留 5465 番地 1	7 : 00～18 : 00	18 : 00～19 : 00	あり	あり
	認定こども園 あくね園	1 号 65 人 2 号 3 号 60 人	72-1582	塩浜町 1 丁目 115 番地	7 : 00～18 : 00	18 : 00～19 : 00	あり	あり

※利用定員は変更になる場合があります。

【お問合せ先】

阿久根市役所 福祉課 児童福祉係（1階6番窓口）

電話番号 0996-73-1248

